

議案第9号

平成29年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		38,500戸
(2) 年間総給水量		14,062,000m ³
(3) 一日平均給水量		38,526m ³
(4) 主要な建設改良事業	原水及び浄水施設事業	44,185千円
	給水区域内配水施設事業	78,449千円
	水道広域化促進事業	548,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中の資産減耗費64,000千円に充てるため、企業債64,000千円を借り入れる。

	収	入	
第1款 水道事業収益		3,517,541千円	
第1項 営業収益		2,648,138千円	
第2項 営業外収益		869,403千円	
	支	出	
第1款 水道事業費用		3,347,042千円	
第1項 営業費用		2,739,993千円	
第2項 営業外費用		532,926千円	
第3項 特別損失		64,123千円	
第4項 予備費		10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 115, 491千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	660, 139千円
第1項 国庫補助金	116, 928千円
第3項 負担金	19, 229千円
第4項 他会計補助金	172, 882千円
第5項 企業債	234, 100千円
第7項 出資金	116, 900千円
第9項 固定資産売却代金	100千円

支 出

第1款 資本的支出	1, 775, 630千円
第1項 建設改良費	738, 436千円
第2項 企業債償還金	1, 027, 194千円
第7項 予備費	10, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管路情報管理システム拡張整備 業務委託経費	平成29年度から平成32年度まで	148,932千円
水道料金関連業務委託経費	平成29年度から平成34年度まで	390,584千円
グループウェアシステム管理 経費	平成29年度から平成30年度まで	670千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公営企業施設等整理事業	千円 64,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
水道広域化促進事業	234,100			
計	298,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

337,611千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

平成29年2月13日提出

伊賀市長 岡 本 栄